働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令　新旧対照条文

目　次

○　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）（第一条関係）　・・・

○　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（加入者） 第一条の二　（略） ２　法第十四条第一項第三号の政令で定める者は、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（当該学校法人等に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該学校法人等に使用される者にあつては、文部科学省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この項において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。 一～四　（略）	（加入者） 第一条の二　（略） ２　法第十四条第一項第三号の政令で定める者は、学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この項において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者をいう。以下この項において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。 一～四　（略）

○　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（意見公募手続を実施することを要しない命令等） 第四条　法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。 一～十二　（略） 十三　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の命令等 ２　（略）	（意見公募手続を実施することを要しない命令等） 第四条　法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。 一～十二　（略） 十三　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の命令等 ２　（略）

○　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（分科会） 第六条　審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（分科会） 第六条　審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
（略）　（略） 雇用環境・均等分科会　一　（略） 二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第四条第二項、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（第八条第一項を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 （略）　（略） 2～7　（略）	（略）　（略） 雇用環境・均等分科会　一　（略） 二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第四条第二項、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（第八条第一項を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 （略）　（略） 2～7　（略）

○　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（欠格事由等に関する経過措置）
第五条　当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>第六章</td><td>（略）</td></tr><tr><td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第三十九号</td><td></td><td></td><td>第六章及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr></table></td><td>（欠格事由等に関する経過措置）
第五条　当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>第五章</td><td>（略）</td></tr><tr><td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第三十九号</td><td></td><td></td><td>第五章及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td><td>（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

○　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （経過措置） 第二条　この政令の施行の日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次条において同じ。）に使用されている間は、適用しない。 第三条　当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であって、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）としない。 一　その一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者（私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項に規定する短時間労働者をいう。同号において同じ。） 二　（略） 2～8　（略）	附　則 （経過措置） 第二条　この政令の施行の日前に私立学校教職員共済制度の加入者の資格を取得して、同日まで引き続き当該加入者の資格を有する者については、この政令による改正後の第一条の二第二項の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。次条において同じ。）に使用されている間は、適用しない。 第三条　当分の間、特定学校法人等以外の学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定四分の三未満短時間労働者（第一号又は第二号に掲げる者であって、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により私立学校教職員共済法施行令第一条の二第二項の規定が適用されない者を除く。）をいう。以下同じ。）については、同法第十四条の規定にかかわらず、私立学校教職員共済制度の加入者（以下「加入者」という。）としない。 一　その一週間の所定労働時間が同一の学校法人等に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条に規定する短時間労働者をいう。同号において同じ。） 二　（略） 2～8　（略）

○　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令
（平成二十八年政令第三百二十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（継続短時間労働被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置） 第一条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（第二号において「年金機能強化法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者（次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限り、第七条第一項及び第十二条第一項に規定する者を除く。）について、同法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。 一　（略） 二　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一	（継続短時間労働被保険者に係る老齢厚生年金等の支給停止に関する経過措置） 第一条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（第二号において「年金機能強化法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前において支給事由の生じた厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十一条の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者（次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限り、第七条第一項及び第十二条第一項に規定する者を除く。）について、同法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。 一　（略） 二　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、年金

の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、年金機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条第五号イからニまでのいずれの要件にも該当しないことにより、第五号施行日に厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。次号において同じ。）の資格を取得した者であること。	機能強化法第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条第五号イからニまでのいずれの要件にも該当しないことにより、第五号施行日に厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。次号において同じ。）の資格を取得した者であること。
2　三　（略）	2　三　（略）
（略）	（略）

○　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（雇用環境・均等局の所掌事務） 第九条　雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） （削る） 二～十一　（略） 十二　短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関すること。 十三～十八　（略） （有期・短時間労働課の所掌事務） 第八十八条　有期・短時間労働課は、短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関する事務をつかさどる。 （削る） （削る）	（雇用環境・均等局の所掌事務） 第九条　雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　期間の定めのある労働契約を締結している労働者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者との均衡のとれた待遇の確保に関すること。 三～十二　（略） 十三　短時間労働者の福祉の増進に関すること。 十四～十九　（略） （有期・短時間労働課の所掌事務） 第八十八条　有期・短時間労働課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　期間の定めのある労働契約を締結している労働者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者との均衡のとれた待遇の確保に関すること。 二　短時間労働者の福祉の増進に関すること。